住宅用家屋証明書

1. 第４１条

　　特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

　　（ａ）新築されたもの

　　（ｂ）建築後使用されたことのないもの

租税特別措置法施行令　　　　　　特定認定長期優良住宅

　　（ｃ）新築されたもの

　　（ｄ）建築後使用されたことのないもの

　　認定低炭素住宅

　　（ｅ）新築されたもの

　　（ｆ）建築後使用されたことのないもの

1. 第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

　　（ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた

家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　（ｂ）（ａ）以外

（ハ）新築

（ニ）取得

の規定に基づき、下記の家屋　令和　　年　　月　　日　　　　　　がこの規定に該当

するものである旨を証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 所有者の住所・氏名 |  |
| 家屋の所在地 |  |
| 家屋番号 |  |
| 取得の原因  （移転登記の場合） | （１）売買　　　　　　（２）競落 |

　令和　　年　　月　　日

**糸 満 市 長　當銘　真栄**